事業者の講ずべき措置(第8条~第11条)

全ての事業

場に管理書

任者を設置

①産業廃棄物管理責任者の設置、②委託先の実地確認、③不適正処理に対する必要な措置の実施 及び知事への報告(実施しない場合の勧告公表の措置)

廃棄物処理法

- ○産業廃棄物処理施設を設置
 - ⇒産業廃棄物処理責任者
- ○特別管理産業廃棄物を排出
 - ⇒特別管理産業廃棄物管理責任

産業廃棄物の適正処理に関する条例

①産業廃棄物管理責任者の設置 (第8条)

法令遵守 事業場 A 適正処理体制の整備 事業者 事業場 B 関係事業者への協力 知識の習得・向上

○委託基準の遵守

○書面 (マニフェスト) によ る適正処理の確認の義務

書面による 適正処理の 確認を補完

②委託先の実地確認(第10条) ※中間処理業者も事業者と同様に実地確認を行う

中間処理業者(•• 事業者

2(~n)次中間処理業者

最終処分業者

• 委託契約前

: 事前に施設の状況を確認 委託契約後

: 毎年1回以上、処理の状況を確認

・確認の結果を記録し保存:5年間

>: 実地確認

処理状況等 を確認(法令 を遵守して いるか等)

積保施設 収運業者の 積替え・保

管施設も実 地確認

③必要な措置の実施及び知事への報告等(第11条) MAAAAA

○事業者に対する措置命令(不法 投棄物の撤去等)

ただし、生活環境保全上の支障 がある場合に限る。

○罰則

不適正な処理が行わ れた場合 事業者

- ・必要な措置の実施(例:受託業者に 対する是正の指示、廃棄物の搬入の 停止、契約の解除等)
- 措置状況の知事への報告



勧告

不実施

公表

受託 た 処理業者によ 不 適 正 処理

適 正

処

管理

理の

理

を委託

正す

処理の

確の

体 制

> 不適正処 理の場合 の必要な 措置の実 施